

報道機関各位

令和7年（2025年）7月25日（金）15時00分 配布

項 目	感染症発生動向に関する伝染性紅斑警報の発令について
配付資料	伝染性紅斑警報の発令について
内容及び報道に当たってのお願い	令和7年第29週（7月14日～7月20日）（速報値）の感染症発生動向調査で網走保健所において伝染性紅斑患者数報告数が警報基準に達しましたので、お知らせします。 なお、管内市町、教育委員会、医師会、各幼稚園等へ感染予防を徹底するために周知します。 ※警報基準：定点医療機関あたり伝染性紅斑患者報告数が1週間で2名以上 ※管内市町：網走市 斜里町 清里町 小清水町 大空町 〈伝染性紅斑予防のポイント〉 1 手洗い・うがいなどの予防対策をしましょう。 2 妊婦などは、胎児感染のおそれがあるので感冒様症状の者に近づくことを避けましょう。
他のクラブとの関係	
担当窓口	北海道網走保健所（北海道オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室） 健康推進課長 玉井 綾子 電 話 （0152）－41－0694 F A X （0152）－44－4879 ※この発表についてのお問合せは、 17：30までに上記へお願いします。 

伝染性紅斑警報の発令について

令和7年（2025年）7月25日（金）15時00分

北海道網走保健所

電話：0152-41-0694

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和7年第29週（令和7年7月14日～令和7年7月20日）において、管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、警報基準以上となりましたので、伝染性紅斑警報を発令します。

記

1 定点医療機関あたりの患者報告数（第29週速報値）

区分	網走保健所管内	全道	全国
定点あたり患者数	2.50人	3.93人	2.08人

2 伝染性紅斑の感染予防

伝染性紅斑は、まず、発熱などの感冒様症状（かぜ症状）を呈することが多いので、手洗い・うがいなどの予防策に努めてください。

現在のところワクチンはありません。妊婦などは、胎児感染のおそれがあるので、流行時期に感冒様症状の者に近づくことを避けてください。

3 伝染性紅斑とは

頬に出現する蝶翼状の紅斑を特徴とし、小児を中心にしてみられる流行性発疹性疾患で、通常は飛沫又は接触感染です。その特徴から「リンゴ（ほっぺ）病」と呼ばれることがあります。

5歳から9歳までの子どもが多く発症し、ついで0歳から4歳の発症が多くみられます。

まず、発熱などの感冒様症状（かぜ症状）を呈することが多く、この時期がウイルスの排出量が最も多くなります。その後、1週間程度してから頬に赤い発疹が現れ、続いて手や足に網目状、レース状、環状などの発疹がみられます。また、胸部背部にも出現することがあります。

発疹は1週間前後で消失しますが、中には長引いたり、一度消えた発疹が短期間のうちに再び出現することがあります。

成人では、関節痛・頭痛などを訴え、関節炎症状を発症することがありますが、ほとんどは合併症を起こすことなく自然に回復します。

4 その他

（1）最近5週における定点医療機関からの伝染性紅斑患者報告状況

（表示は、「報告数（患者/定点）」単位：人）

	第25週 (6/16～6/22)	第26週 (6/23～6/29)	第27週 (6/30～7/6)	第28週 (7/7～7/13)	第29週 (7/14～7/20)
網走保健所	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	5 (2.50)※
全道	501 (4.91)	447 (4.38)	398 (3.90)	382 (3.75)	397 (3.93)※
全国	5944 (2.53)	5021 (2.13)	5478 (2.32)	4847 (2.06)	4881 (2.08)※

※第29週の患者報告数は速報値。

全道の伝染性流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

（URL：<https://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>）

（2）伝染性紅斑の警報とは

【発令基準】警報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で2人以上となった場合

※ 警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が1人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内の小児定点医療機関を受診した伝染性紅斑患者数が、警報の発令基準値に達した場合に発令します。

警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。